

※別添写しについては、添付を省略しています。

別添 2

消表対第 9 3 3 号
令和 3 年 6 月 3 日

株式会社ハウワイ
代表取締役 辻田 裕也 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「重ね発酵ハーブ茶」と称する食品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和 2 年 7 月 6 日から同月 1 0 日までの間、同月 1 3 日から同月 1 7 日までの間及び同月 2 1 日に、自社ウェブサイトにおいて、人物の上半身及び本件商品の画像と共に、「飲むだけ 無理せざる 1 0 k g ダイエット」、「減量アプローチ」、「カロリーブロック」、「するっとお通じ」及び「いつもの食事と一緒に飲むだけ重ね発酵ハーブ茶」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、普段摂取している飲料を本件商品に替えるだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはなら

ない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社ハウワイ（以下「ハウワイ」という。）は、大阪府中央区道修町一丁目2番11号に本店を置き、通信販売業等を営む事業者である。
- (2) ハウワイは、本件商品を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- (3) ハウワイは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア ハウワイは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和2年7月6日から同月10日までの間、同月13日から同月17日までの間及び同月21日に、自社ウェブサイトにおいて、人物の上半身及び本件商品の画像と共に、「飲むだけ 無理せず -10kgダイエット」、「減量アプローチ」、「カロリーブロック」、「するっとお通じ」及び「いつもの食事と一緒に飲むだけ重ね発酵ハーブ茶」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、普段摂取している飲料を本件商品に替えるだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ハウワイに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ハウワイは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

ウ ハウワイは、前記アの表示について、「※コメントは個人の感想です。使用感には個人差があります。」及び「※ハウワイに寄せられたお客様の声であり、効果ではありません。」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記アの表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

3 法令の適用

前記事実によれば、ハウワイが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> ・本件商品を持っている人物の画像と共に、「熊田曜子さんも推薦ハーブ茶」、「モンドセレクション受賞 累計100,000個完売!」、並びに人物の上半身及び本件商品の画像と共に、「飲むだけ 無理せず-10kgダイエット」、「減量アプローチ」、「カロリーブロック」、「するっとお通じ」及び「いつもの食事と一緒に飲むだけ重ね発酵ハーブ茶」 ・本件商品の画像と共に、「喜び 驚き ダイエット成功の声!」、並びに人物の体型の比較画像と共に、「腸内からスッキリ! 実感しています!」、「2ヶ月で-9.2kg」、「XXXXXXXXXX様32歳」及び「普段の飲み物を置き換えるだけでストレスなく痩せることができました!」 ・人物の体型の比較画像と共に、「気持ちと若々しさもアップしました!」、「XXXXXXXXXX様47歳」、「1ヶ月で-5.2kg」及び「飲み始めて2週間で違いを実感! 目標体重も達成し今では手放せない存在です。」 ・「XXXXXXXXXX協会も推薦!」、「無理なくダイエットに役立ちます」、「XXXXXXXXXX協会会長 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX大学講師を経てXXXXXXXXXX協会会長に就任。専門は栄養学、スポーツ医学。ダイエット指導には定評があり、日本全国で講演活動を行っている。」及び「発酵ハーブ茶は果糖の吸収抑制と血糖値上昇抑制の相乗効果が期待できるので、日々飲むことで無理なく健康・ダイエットに役立てることができます。」 ・本件商品の画像と共に、「だから驚きのリピート率!」及び「日々実感できるから・・・」と題し、「リピート率 97.3% ※自社調べ」、「他のダイエットより楽!」、「このお茶手放せない!」及び「友達に褒められた!」 ・人物の腹部の画像と共に、「こんなお悩みありませんか?」、「<input checked="" type="checkbox"/>お腹のぽっこりが気になる」、「<input checked="" type="checkbox"/>油断するとリバウンド」、「<input checked="" type="checkbox"/>色々挑戦しても全く痩せない」及び「<input checked="" type="checkbox"/>痩せたいけど体力・時間がない」、「とにかく挑戦はしてみたが…今までのダイエットは大変でした」と記載した上で、運動器具の前で倒れている人物の画像と共に、「過酷な運動」及びフォークを持ちつつ頬に両手を当てながら食品を眺めている人物の画像と共に、「カロリー制限」並びに本件商品及び人物の画像と共に、「そこで」、「いつもの飲み物を重ね発酵ハーブ茶に変えるだけで」、「減量アプローチ」、「カロリーブロック」、「するんっとお通じ」及び「ラクして理想ボディへ!」 ・人物の腹部の比較画像と共に、「もう辛いダイエットはしない 毎日飲むだけで実感!」、「スッキリ!」及び「たった2ヶ月で-9.7kg達成!」 ・「<u>重ね発酵ハーブ茶</u>」及び「その人気の秘密は・・・」と記載した上で、「秘密1」、「W発酵の力」、「ダイエットアプローチ」及び「黒麹で茶葉を2度発酵させたことで、新しく発見されたポリフェノールの1種『テアデノールA・B』この成分はスリムにアプローチし、『ぽっちゃり』をガードする超善玉ホルモン『アディポネクチン』を血中で増やします。」 ・「秘密2」、「人気のサポート成分でカロリーブロック」、「肥満の原因となる果糖の吸収をセーブ」、「ユーカリ」、「コレステロールや中性脂肪にアプローチ」、「杜仲」、「ダイエット中の気になる糖분을コントロール」及び「ギムネマ」

